

自衛官募集相談員

自衛官になりたい方へ情報を提供し、個別の相談も受け付けています。
(6月1日現在)

— 敬称略 —

吉田晃 (中町)

本郷武夫 (堀米町)

山菅直己 (葛生西)

木村大 (朝日町)

篠崎裕二郎 (伊賀町)

自衛隊栃木地方協力本部足利地域事務所
☎ 0284(73)0230

市・県民税の納税通知書を6月11日に発送します

普通徴収(現金か口座振替で納付)分と年金特別徴収(公的年金からの天引き)分の納税通知書を発送します。今年度の税額は、令和2年中の所得を基に計算しています。
第1期の納期限は6月30日(水)です。納め忘れないようお願いいたします。

※給与特別徴収(給与からの天引き)分は勤務先へ発送しましたのでご確認ください
※個人情報保護のため、電話によるお問い合わせには回答

できない場合があります。また、窓口に来庁する場合は、本人確認書類(マイナンバーカードなどの顔写真付きのもの)と納税通知書を必ずお持ちください。代理人(家族含む)の方は委任状をご用意ください

納税は「口座振替で」

ご指定の口座から納期限の日に自動的に引き落とすため、納め忘れや二重納付を防ぐことができ、便利で確実です。納税通知書同封の「口座振替依頼書」をご利用ください。

課税内容について

市民税課 ☎ 30008
(口座振替・納税について) 収納課 ☎ 3010

2021年度栃木県介護支援専門員実務研修受講試験

- 試験案内書の配布
- ▼配布期間 6月30日(水)まで
- ▼配布場所 介護保険課、田沼・葛生行政センター総務係
- 試験について
- ▼日時 10月10日(日)午前10時～正午
- ▼会場 宇都宮大学峰キャンパス、とちぎ健康の森

受験料 1万3800円

6月11日(金)～30日(水)の間に、試験案内書に同封の申込書・封筒で簡易書留にて郵送(6月30日当日消印有効)

※受付期間以外の受け付けは行いません
とちぎ健康福祉協会生きが

☎ 028(650)5587

市役所の停電作業

6月19日(土)に市役所の停電作業を行います。
午前8時30分から午後5時まで、庁舎に入ることができなくなります。また、代表電話もつながりにくくなること

が予想されますので、ご理解ご協力をお願いします。

自動交付機の停止

停電のため、印鑑登録証明書・住民票発行の自動交付機は利用できません。

市民課 ☎ 30116

上下水道局臨時休業
停電のため、終日営業を休止します。

☎ 上下水道局企業経営課 (22) 1696

危険物安全週間

6月6日(日)から12日(土)までの1週間実施します。
私たちの身近には、日常よく手にするもので危険物とされている天ぷら油・灯油・ガソリン・油性塗料・スプレー製品などがあります。危険物事故の多くは「慣れによる油断・取り扱いミス・認識不足など」によるものです。この機会に、家庭や職場などで危険物に対する怖さを再認識し、危険物による事故防止にご協力をお願いします。

令和3年度危険物安全週間推進標語

「事故ゼロへ トライ重ねるワンチーム」

消防本部予防課 ☎ 29910



<p>合同墓 (1名様) 10万円</p> <p>永代供養墓</p>	<p>合同墓 (1名様) 15万円</p> <p>永代樹木葬</p>	<p>1墓 (2名様) 120万円</p> <p>永代五輪供養塔</p>
<p>宗旨宗派不問 年間管理費不要 生前受付</p> <p>佐野大仏 観音寺 〒327-0015 栃木県佐野市金井上町2237</p>		
<p>土・日・祝もご見学開催中 mail info@kuyounosato.com 観音寺:管理事務所/事務局:供養の郷 東武佐野駅より徒歩8分 佐野駅より関東バス「佐野回廊大師」バス下車すぐ</p> <p>☎ 0283-25-8535</p>		
<p>永代樹木葬なら ペットと一緒に 入れる区画がございます</p>		

●外国人のための新型コロナウイルス相談ホットライン
(Coronavirus Hotline for Tochigi Foreign Residents)
☎ 028(678)8282 (24hours)



65歳以上の方の介護保険料額の改定について

■ 申込・問合せ＝介護保険課 ☎(20)3022

介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合う仕組みです。40歳以上の方が納める介護保険料は、安定して介護保険を運営するための大切な財源となっています。介護保険料は3年ごとに見直され、市では要介護認定者数や保険給付の推計を基に第8期計画期間(令和3年度～令和5年度)の65歳以上の方の介護保険料額を改定しました。

基準額(月額)を5,850円と設定し、所得などに応じて下表のとおり12段階に分かれています。介護や支援が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

■ 第8期期間中(令和3年度～令和5年度)の保険料

所得段階	対象となる方	基準額に 対する割合	年額保険料 () 内は月額
第1段階	生活保護を受けている方、世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている方、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30	21,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.50	35,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.65	45,600円
第4段階	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税の方がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	63,100円
第5段階 (基準額)	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税の方がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	70,200円 (5,850円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.25	87,700円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.35	94,700円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.65	115,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	1.80	126,300円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が370万円以上500万円未満の方	1.90	133,300円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	2.05	143,900円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	2.20	154,400円

※第1段階から第3段階の保険料は公費により軽減されています

●聴覚障がいなどのある方のための新型コロナウイルスに関する相談窓口

【平日】FAX 028(623)3759 (午前8時30分～午後8時)

【夜間・休日】FAX 028(623)2527

